

〔「鏡中之美」展によせて〕

生前の行いを映す業鏡の役割

鏡が持つさまざまな役割の一つに、「ものを映す」ということが挙げられます。これは現在もっとも身近な鏡の使用方法であり、化粧や自分の姿を確かめる時に鏡が用いられています。しかし、「ものを映す」機能には、鏡の前にあるものを映しただけではなく、前にあるものの真の姿を映し出す機能もあると考えられました。鏡が辟邪の具と考えられたのは、鏡が自ら光を発するとする霊鏡の信仰に加えて、道教や仏教において鏡は真の姿が映しだされると考えられたため、そのために悪鬼や邪が寄り付かないとされました。

『抱朴子』内編卷之十七「登涉」（石鳥快隆訳註、岩波書店、2009年）

抱朴子曰く、凡そ道を為め薬を合せ、及び乱を避けて隠居する者は、山に入らざることを莫し。然して山に入るの法を知らざる者は、多く禍害に遇ふ。…是を以て古の入山の道士は、皆明鏡の徑九寸已上なるものを以て、背後に懸く。則ち老魅も敢て人に近づかざるなり。『摩訶止観』卷第8（大正蔵46）

隠居人や修行僧の多くが方鏡を蓄え、座の後ろに之を懸ける。媚（時媚鬼）は鏡の中では様々な姿に変われない。鏡を見て之を知ることであらざるべし。（筆者訳）

道教に基づく煉丹術などを論じた『抱朴子』（晋317年頃成立。葛洪著）では、邪を退けるための具として、山に入る道士は鏡を懸けるといいます。また天台三大部の一つで止観について智顗が説いた『摩訶止観』（隋594年）には、様々な変化した

魔や鬼は鏡に映ると正体を暴かれてしまうため、修行僧などがやはり鏡を懸けてこれらを去らせたとあります。これらは一端ですが、鏡は古来より辟邪の力があるとされ、それはとりわけ鏡面にもものを映すことによって力を発揮しています。

同様に、鏡面に映しだされるものが、その前にいる人ではなく、その人の業を映し出すのが業鏡（ごうきょう）です。死後に人々が向かう冥府では、閻魔王（閻羅王）をはじめ十王によって生前の行いが裁かれ、来世に生まれる処が決められるとされます。業鏡は浄瑠璃鏡ともいわれ、亡者が裁きを受ける時に根拠となる生前の業が映しだされる鏡です。死後に裁きを行う十王が描かれた十王図には、この業鏡に生前の業が映しだされる様子が見られます。中国で作られた偽経である唐時代の蔵川撰述『預修十王生七経』は死後に冥府で十王によって七日毎に受ける裁きと修めるべき儀礼が記され、閻魔王の裁きに業鏡が用いられています。これを基に描かれた「十王経図巻」（部分 図1 五代 中国 黄岩区博物館）では、「第五七日過閻魔王／讚曰／五七閻王息靜聲／罪人心恨未甘情／榮髮仰頭看業鏡／始知先世事分明」と経文が記され、閻魔王の前では亡者が髪をつかまれて業鏡を見せられ、鏡面には前世で行った動物殺しが映しだされています。十王信仰によって南宋時代には十

王による裁きの場面を一幅ずつあらわした十幅形式の十王図（図2南宋時代・12世紀 米・メトロポリタン美術館）が描かれ、日本にも伝えられて、写されています。

十王図のうちの閻魔王の画面のみ残される大和文華館蔵「十王図」（全図・部分 図3、南北朝時代）では、冥府においても亡者を救う地藏菩薩が画面上方に現れていますが、閻魔王の前に引き出されて鬼卒に髪をつかまれた亡者のうちの一人の男は鏡の前に顔を突きつけられています。男の前には台に大きな鏡が懸けられ、鏡面には鎧をまとい、刀を持つ男の生前の姿があり、海の上で人を殺めて海へ落とす場面が映しだされています。鏡は閻魔王に男の罪状を示す重要な役割を担い、鏡面に映しだされた画像は克明に描かれています。この閻魔王の図像は京都・淨福寺蔵十王図（室町・長享三年〈1489〉）や京都・二尊院蔵十王図（室町時代・15世紀）にほぼ同じ図像が見られ、鏡面に映る殺人の業まで忠実に図像が伝えられたことがわかります。

鏡に描かれる（映しだされる）罪業は人や動物などの殺生に関わる内容が多く、滋賀・聖衆来迎寺の六道絵の閻魔王序図（部分 図4 国宝鎌倉時代・13世紀）では、赤い布の下がった鏡台に置かれた鏡に僧侶を槍で突き殺す様子がはっきりと映しだされ、亡者は鬼卒に首の後ろをつかまれ、鏡に映しだされた生前の罪業を見せつけられています。

このような閻魔王による裁きの場では、まるで現在の裁判において提出された映像証拠のように、鏡は過去の映像を映し出していますが、画面としての役割だけではなく、その人の“真実の”行いを照らし出すという意

味合いがあったと見られます。

また、大和文華館には六道図（中国・元時代）があり、名称からも知られるように、死後の裁きにより生まれ変わる六つの世界（六道）のうちの三道をあらわした仏画と考えられていましたが、近年、マニ教絵画であることが判明しています（『大和文華』119号、2009年）。本図では画面が縦に五段に分けられ、下から二層目には十王による裁きの場面と同様の図像が認められ、前掲書において吉田豊氏は、本図にマニ教の個人の終末論としての三つの世界が描かれ、裁きの場面には『十王経』の影響を受けていること、マニ教においても生前の行いによって死後に平等王の裁きを受けることを明らかにしています。机を前にした官服の平等王が筆を手に持ち、裁きを行おうとする様子で、その背後の女性は手に花形の柄鏡を持っています（部分 図5）。しかし、ここでは鏡背面の花文様は認められますが、鏡面を見ることはできません。前掲書にはまたZsuzsanna Gulacsi氏により、マニ教の伝統の中で継承された図像の中で、人物が首にヤギの頭を下げることで動物を殺した罪を示すと考えられることが指摘されます。裁きの場面における鏡ですが、生前の行いを映し出す役割が示されない表現であることが興味深く、ここにおける鏡は仏教の業鏡とは異なる意味を持っていたのかもしれない。（瀧朝子）

※本展では、本文中の図3-5を展示いたします。

※図1は浙江省博物館「吳越勝覽—唐宋之間的東南楽国」2011年、図2は奈良国立博物館「聖地寧波」2009年、図4は奈良国立博物館「源信—地獄極楽への扉」2017年より複写させていただきました。



図1



図2



図3-1



図3-2



図4



図5

季刊 美のたより No.211

令和2年7月4日

発行 大和文華館